

東京都板橋区立ものづくり研究開発連携センター研究開発室審査基準を定める要綱

(平成 28 年 4 月 1 日区長決定)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、東京都板橋区立ものづくり研究開発連携センター条例施行規則（平成 5 年東京都板橋区規則第 6 9 号。以下「規則」という。）第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づき、板橋区立ものづくり研究開発連携センターの研究開発室（以下「研究開発室」という。）の審査について、必要な事項を定める。

(審査基準)

第 2 条 審査の項目及び配点は、別表のとおりとする。

(提案書)

第 3 条 審査を受けようとする者（以下「受審企業」という。）は、規則第 4 条第 1 項に規定する工場施設使用申請書（規則別記第 1 号様式）に添えて、次の各号に示す内容を盛り込んだ提案書を区長に提出しなければならない。

- (1) 受審企業の研究開発型企業としての独自性、市場の把握、戦略、組織体制、将来性等を説明するもの
- (2) 受審企業の活動が、産業・経済・労働環境等、板橋区の地域産業の振興に寄与する波及効果を説明するもの
- (3) 研究開発施設の使用開始から 3 年間の事業計画書
- (4) その他審査のために必要な事項

2 提案書の様式は、産業経済部長が別に定めるものとする。

(審査会の設置)

第 4 条 区長は、前条第 1 項に規定する提案書の提出があった場合において、板橋区ものづくり研究開発連携センター研究開発室使用資格審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、研究開発室の利用者としての適否及び適当である場合の優先順位（以下「順位」という。）を決定し、区長に報告するものとする。

(審査会の構成)

第 5 条 審査会は、次の各号に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する 9 名以内の審査員で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公益財団法人板橋区産業振興公社事務局長
- (3) 産業経済部長
- (4) 産業経済部産業振興課長
- (5) 産業経済部産業戦略担当課長

2 会長は、産業経済部長をもって充てる。

3 会長に事故等があるときは、あらかじめ会長が指定する審査員がその職務を代理する。

(任期)

第 6 条 審査員のうち、学識経験者の任期は、2 年以内とし、再任されることを妨げない。

2 前項において、審査員が欠けた場合における補欠審査員の任期は、前任者の残任

期間とする。

(会議)

第7条 会長は、審査会を招集し、その議長となる。

2 審査会は、審査員の過半数が出席しなければ開くことはできない。

3 会長は、必要があると認めたときは、審査員以外の職員、外部の学識経験者等を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

4 審査会の会議は、公開しないものとし、何人も審査の内容を他に漏らしてはならない。

(審査方法)

第8条 審査会は、受審企業の面接及び提案書により審査を行い、第2条に規定する審査基準に基づき各審査員が採点した結果を集計し、評価の高い順に順位を決定する。

2 各審査員の採点を集計した結果において、別表各項目(合計を含む。以下同じ。)の最低得点水準に各審査員の数を乗じた数を下回る項目がある場合は、研究開発室の使用者として不適当とし、順位から除外する。

3 提案書を提出して審査を受けた結果、前項の規定に該当しなかったにもかかわらず研究開発室に入居できなかった企業が再度審査を受ける場合(以下「再審査」という。)は、最初に採点を行った日から1年間は、当該採点の結果を適用して審査を行う。この場合において、受審企業は、提案書の提出を必要としない。ただし、受審企業の企業活動に著しい変化があったときは、この限りでない。

4 審査の手順の詳細は、産業経済部長が別に定める。

(事務局)

第9条 審査会に関する庶務は、産業経済部産業振興課において行う。

(委任)

第10条 研究開発室の審査に関し、この要綱に定めるもののほか必要な事項は、産業経済部長が定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

別表 審査基準(第2条関係)

項 目	配点	
	満点	最低得点
(1) 研究開発室で研究開発を行う製品・技術内容に、他社にない独自性がある。	100点	50点
(2) 研究開発室で研究開発を行う製品・技術内容に発展性があり、海外市場を含めた市場でのニーズの獲得又は成長の可能性がある。	100点	50点
(3) 研究に対し強い熱意を持ち、技術の発展や製品化に意欲的な姿勢で取り組んでいる。	100点	50点
(4) 産業・経済・労働環境等、板橋区の地域産業の振興に寄与する波及効果	100点	50点
合計	400点	200点